

令和 6 年 12 月 9 日
国 税 庁

石川県の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への予定納税額に関するお知らせ

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 12 日付国税庁告示により、石川県及び富山県に納税地がある方について、令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、被災後の状況等を踏まえ、令和 6 年 12 月 9 日付国税庁告示により、石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に納税地がある方について、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を令和 7 年 1 月 31 日とすることとしました。

(注) 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方の申告・納付等の期限については、引き続き延長されています。

災害等による期限の延長により、予定納税額の納期限がその年の 12 月 31 日よりも後になる場合は、所得税法第 104 条第 2 項及び同法第 107 条第 2 項の規定により、予定納税額はないものとなります。

このため、下表の地域内に納税地がある方については、令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書の発送及び e-Tax による電子通知は行いませんのでお知らせします。

○令和 6 年分予定納税額がないものとなる地域

都道府県名	地 域	(参考) 管轄署
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町	七尾署
	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	輪島署